

県発注工事事故における指名停止措置について

県発注工事において工事事故が発生した場合、以下の1及び2の両要件に該当する場合には、表1のとおり指名停止措置を行なうこととなります。

なお、この文書は、県発注工事事故発生時における指名停止措置の運用を取りまとめたもので、運用を変更するものではありません。

1 安全管理措置の不適切により生じた事故であること。

- | |
|--|
| (ア) 発注者において設計図書等で、具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により、当該事故についての請負人の責任が明白となった場合 |
| (イ) 当該工事の現場代理人等が、刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合 |

※ (ア)のうち、労働基準監督署から使用停止命令、是正勧告書、指導票が出されている場合には、使用停止命令、是正勧告書が労働安全衛生法等に対する違反がある場合に行われる行政指導であること、指導票は労働者に過失がなく、業者が当該事故に関して事故防止対策に改善する余地があったという観点から、原則として1の要件に該当します。

※ 事故の原因が「作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合」又は「第三者の行為によるものであると認められる場合」には、原則として1の要件に該当しません。

2 「公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。」又は、「工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。」

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (ア) 公衆 | 200万円以上の損害、死亡者又は全治60日以上 of 傷病者 |
| (イ) 工事関係者 | 死亡者又は全治60日以上 of 傷病者 |

※ (ア) 及び (イ) のいずれかに該当した場合に、2の要件に該当します。

※ 公衆には、発注者である高知県も含まれます。

表1 指名停止期間の範囲

対象	項目	指名停止期間 (通常)	指名停止期間 (重大な場合)
公衆	200万円以上の損害	1月	1月以上2月以内
	死亡者	2月以上4月以内	3月以上6月以内
	全治60日以上 of 傷病者	1月	1月以上3月以内
工事関係者	死亡者	2週間以上1月以内	1月以上4月以内
	全治60日以上 of 傷病者	2週間	3週間以上1月以内

※ 重大な場合は、「安全管理における過失の程度」又は「事故の大きさ」で判断されます。

「事故の大きさ」の判断基準は、おおむね損害が500万円以上の場合又は死傷者が2人以上の場合としています。

※ 表1は一般的な場合の指名停止期間を示したものです。